

別紙

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関わる校内共有の際のポイント

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

○新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後においても、次の3点にご留意ください。

- ①家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ②適切な換気の確保
- ③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

これらの対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

○次の点についてもご確認ください。

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員について、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・マスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導してください。
- ・学校給食の場面においては、「黙食」は必要ありません。

※地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられます。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止等について

○児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく出席停止の措置を講じてください。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンラインを活用する等の必要な配慮を行ってください。

○インフルエンザ同様、り患後に学校登校する際、医療機関からの「登校許可書」は不要です。保護者には「経過報告書」の記入・提出をお願いします。

○学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	出席停止期間 (発症した日を0日目として5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでが出席停止期間)					登校可能	

○濃厚接触者の特定等を行う必要はありません。

○合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談が保護者等からあった場合は、校園長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能です。

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等及び教職員とも、無理をせずに、自宅で休養することが重要です。そのためには、児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ることが重要となります。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はありません。

○家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要です。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要です。

○児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をお願いします。その際、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください。これは、教職員についても同様です。